

令和5年度(2023年度) 建設コストの計画と実績

債務引受限度額と会社から引き受けた債務との対比を下記に示します。
令和5年度(2023年度)に完了した事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、工事数量の確定(精算)等によるものです。
令和5年度(2023年度)に完了しなかった事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、新設・改築事業では附帯工事等の工事が令和6年度以降に残ったこと、修繕事業や特定更新等工事では工程の見直し等で機構への帰属を令和6年度以降としたこと、災害復旧事業では過去の実績をもとに料金徴収期間満了までに必要となる額が債務引受限度額として計上されていることによるものです。

[単位: 百万円(消費税込み)]

	道路名(区間名)	債務引受 限度額 (計画) (A)	債務引受額 (実績)			(D)-(A)	債務引受限度額と債務引受額の差額についてのコメント
			令和4年度 まで (B)	令和5年度 (C)	計 (D)=(B)+(C)		
中日本高速道路	近畿自動車道名古屋神戸線 三重県四日市市北山町から三重県三重郡菟野町大字潤田まで新設事業	104,609	76,191	11,051	87,242	△ 17,366	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和5年度の債務引受額は、附帯工事等の残事業に要した費用。
	近畿自動車道 敦賀線 福井県小浜市府中から福井県敦賀市高野まで新設事業	180,337	174,793	2,548	177,342	△ 2,994	・差額は、工事数量の確定等による減。
	中日本高速道路会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)	68,400	61,965	3,871	65,836	△ 2,563	・差額は、未供用のスマートICに要する費用。 ・令和5年度の債務引受額は、附帯工事等の残事業に要した費用。
	第二東海自動車道横浜名古屋線 秦野丹沢スマートインターチェンジ改築事業	830	696	64	760	△ 69	・差額は、工事数量の確定等による減。
	一般国道138号(東富士五湖道路) 富士吉田忍野スマートIC改築事業	3,644	3,495	42	3,538	△ 105	・差額は、工事数量の確定等による減。
	中央自動車道西宮線 多賀スマートIC改築事業	4,122	0	991	991	△ 3,130	・差額は、多賀スマートIC(上り線)に要する費用。 ・令和5年度の債務引受額は、多賀スマートIC(下り線)の供用に要した費用。
	東海北陸自動車道 城端スマートIC改築事業	1,114	0	972	972	△ 141	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和5年度の債務引受額は、城端スマートICの供用に要した費用。
	中央自動車道富士吉田線等 令和5年度修繕事業	314,800	-	107,578	107,578	△ 207,221	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。
	中央自動車道富士吉田線等 災害復旧事業	88,476	40,398	4,020	44,419	△ 44,056	・差額は、令和6年度以降の災害対応に要する費用。
	中央自動車道富士吉田線等 令和5年度特定更新等工事	279,365	-	121,127	121,127	△ 158,237	・差額は、特定更新等工事計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。
	一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路)) 令和5年度修繕事業	2,202	-	179	179	△ 2,022	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。

注1) 令和5年度(2023年度)に債務引受けを行ったものについて、継続中事業を含めすべて記載している。なお、灰色着色行は、令和5年度(2023年度)に完了している新設・改築事業である。
注2) 端数処理の関係上、計が含まないことがある。
注3) 修繕事業に関する債務引受限度額(計画)は、令和5年度(2023年度)までの債務引受限度額(計画)の累計から、令和4年度(2022年度)までの債務引受額(実績)を控除している額である。
注4) 特定更新等工事に関する債務引受限度額(計画)は、令和5年度(2023年度)までの債務引受限度額(計画)の累計から、令和4年度(2022年度)までの債務引受額(実績)を控除している額である。